

○厚生労働省告示第百三十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二第一項の規定により、同法第三十条第一項の特別特定機械等について、製造時等検査の業務を次のように都道府県労働局長が自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項（第六号に係る部分に限る。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

自ら行うものとする都道府県労働局長の名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	自ら行うものとする期間
北海道労働局長、宮城労働局長、埼玉労働局長、長野労働局長、岐阜労働局長、静岡労働局長、愛知労働局長、三重労働局長、滋賀労働局長	平成三十年四月一日	ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。以下同じ。）に係る製造時等検査の業務の全部	一年間

三重労働局長	労働局長	岐阜労働局長及び愛知労働局長	労働局長、京都労働局長、大阪労働局長、兵庫労働局長、奈良労働局長、和歌山労働局長、広島労働局長及び福岡労働局長以外の都道府県労働局長 北海道労働局長、宮城労働局長、埼玉労働局長、長野労働局長、静岡労働局長、広島労働局長及び福岡労働局長
平成三十年四月一日	平成三十年四月一日	平成三十年四月一日	平成三十年四月一日
ボイラー及び第一種圧力の業務の全部	ボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務の全部	ボイラーに係る製造時等検査の業務の全部	ボイラーに係る製造時等検査の業務の全部
九月間	三月間	一年間	一年間

容器に係る製造時等検査  
の業務の全部